

令和 5 年第 1 回

長門市議会臨時会

議案参考資料

目 次

議 案

- 第 2 号 専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する ・・・ 1
条例）
- 第 4 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定める ・・・ 3
ことについて）
- 第 6 号 長門市固定資産評価員の選任について ・・・ 4

報 告

- 第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額 ・・・ 5
を定めることについて）

専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が、令和 5 年 3 月 31 に公布されたことから、所要の改正を行うもの。

2 主な改正の内容

（1）個人市民税関係

ア 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

（第 36 条の 3 の 2 第 2 項から第 6 項まで／令和 7 年 1 月 1 日施行）

- 給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない旨の記載によることができることとする。

イ 森林環境税の導入に伴う徴収方法等の規定の整備

（第 34 条の 9 第 2 項、第 38 条第 3 項、第 41 条、第 44 条 1 項、第 47 条第 1 項及び第 2 項、第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 47 条の 6 第 1 項及び第 2 項／令和 6 年 1 月 1 日施行）

- 森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加し、個人の市民税及び県民税に併せて国税である森林環境税を賦課・徴収する規定を設ける。

（2）軽自動車税関係

ア 自動車メーカー等の不正行為防止策の強化

（附則第 15 条の 2 の 2 第 4 項、附則第 16 条の 2 第 3 項／令和 6 年 1 月 1 日施行）

- 自動車メーカー等の不正行為に起因し軽自動車税環境性能割・種別割の納付不足額が生じた場合における、当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を 10%から 35%に引き上げる。

イ 三輪の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直し

（第 82 条第 1 号エ／令和 5 年 7 月 1 日施行）

- 種別割区分について、ミニカーの区分から三輪の特定小型原動機付自転車を除外し、原動機付自転車の区分とする。

ウ 軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の適用期限の延長

（附則第 16 条／令和 5 年 4 月 1 日施行）

- より環境性能の良い車両の普及を促進する観点から新車に係る翌年度の軽

自動車税種別割の税率を燃料性能に応じて軽減する適用期限を概ね 25%軽減の営業用乗用車にあつては 2 年、当該営業用乗用車以外の軽自動車 3 年それぞれ延長する。

●改正後の影響額

軽減対象となる車両は、毎年、十数台となる見込から税収に係る影響は寡少と見込む。

(3) 固定資産税関係

ア 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の創設

(附則第 10 条の 2、附則第 10 条の 3 第 12 項及び 13 項／令和 5 年 4 月 1 日施行)

- 長寿命化に資するための一定の大規模修繕工事を、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに実施した一定のマンションについて、固定資産税を（家屋のみ、上限 100 m²）を翌年度に限り減額するもの。なお、減額割合は、参酌基準の「1 / 3」を採用する。

●改正後の影響額

現時点で本市内に本制度に基づく工事の実施を予定しているマンションはなく、税収に影響はない。

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

1 事故の発生日時

令和 5 年 2 月 3 日（金）午前 6 時 10 分頃

2 事故の発生場所

市道仙崎中央線（長門市仙崎 1142 番地 9 地先）

3 損害賠償の相手方

4 事故の概要

市道仙崎中央線において、車両が石張り舗装部分を走行した際、石張り舗装の一部が跳ね上り、相手方の車両に損害を与えたもの

5 相手方の損害の程度

ア 人的損害 無

イ 物的損害 車両底部損傷

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝100：0

7 損害賠償の額

金 62,876 円

（内訳）修理料 62,876 円

長門市固定資産評価員の選任について

1 設置の趣旨及び提案の理由

固定資産評価員は、地方税法第 404 条第 1 項の規定により、市長の指揮のもと固定資産を適正に評価し、市長が行う価格決定を補助する役を担うものであり、税の客体である土地、家屋、償却資産の適正な評価を行わなければならないことから、専門知識と経験を必要とするものです。

税務課長の^{はやし}林^{せいしん}誓真は、広く固定資産評価に関する知識経験を有し、評価員として適任者であることから、同氏を固定資産評価員に選任することについて、市議会の同意を求めるもの。

2 評価員候補者の氏名・略歴等

住 所	
氏 名	林 誓真 (はやし せいしん)
生年月日	
略 歴 (税務関係業務抜粋)	

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定める
ことについて）

1 事故の発生日時

令和5年1月31日 午前10時20分頃

2 事故の発生場所

小島漁港物揚場（長門市三隅中3916番地1地先）

3 損害賠償の相手方

住所

氏名

4 事故の概要

令和5年1月31日午前10時20分頃、粗大ごみ収集業務のため公用車を運転していたところ、収集場所付近で停車するに当たり、道路通行幅を確保するためバックで相手方所有の魚市場施設に車体を寄せた際、荷台に積載していた粗大ごみが同施設屋根に接触し、損害を与えたもの

5 損害の程度

（1）相手方

ア 人的損害 なし

イ 物的損害 スレート屋根の一部

（2）市側

ア 人的損害 なし

イ 物的損害 なし

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝100：0

7 損害賠償の額

金 31,680 円

（内訳）屋根修繕工事代 31,680 円